

資料 1 県緊急制度融資に伴う保証料の全額助成を実施します (新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の支援強化)

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい経営環境に置かれている中小企業者等を資金面から支援するため、新たに県の緊急制度融資を利用した場合の保証料の全額助成を期間限定で実施します。

1 県緊急制度融資に伴う信用保証料の全額助成

新型コロナウイルス感染症に関連する制度融資を利用した際に、市内中小企業者等が支払った信用保証料に対して全額助成を行います。 **限度額 50 万円**

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無担保融資）（新規）
小・中規模事業者のうち、売り上げ減少 5%～15%の法人事業者に対し、
信用保証料の 1/2を助成します。（1/2 は国から助成あり）
- (2) 経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」
信用保証料の全額を助成します。（新規）
- (3) 緊急経営改善資金（借換資金）
信用保証料の全額を助成します。（従来：小口事業資金のみ 4/5）

2 対象期間

令和 2 年 4 月 1 日（遡及適用）から令和 2 年 12 月 31 日までの保証申込受付分までとします。